

常識
作法
一斑

246
178

012006-000-9

246-178

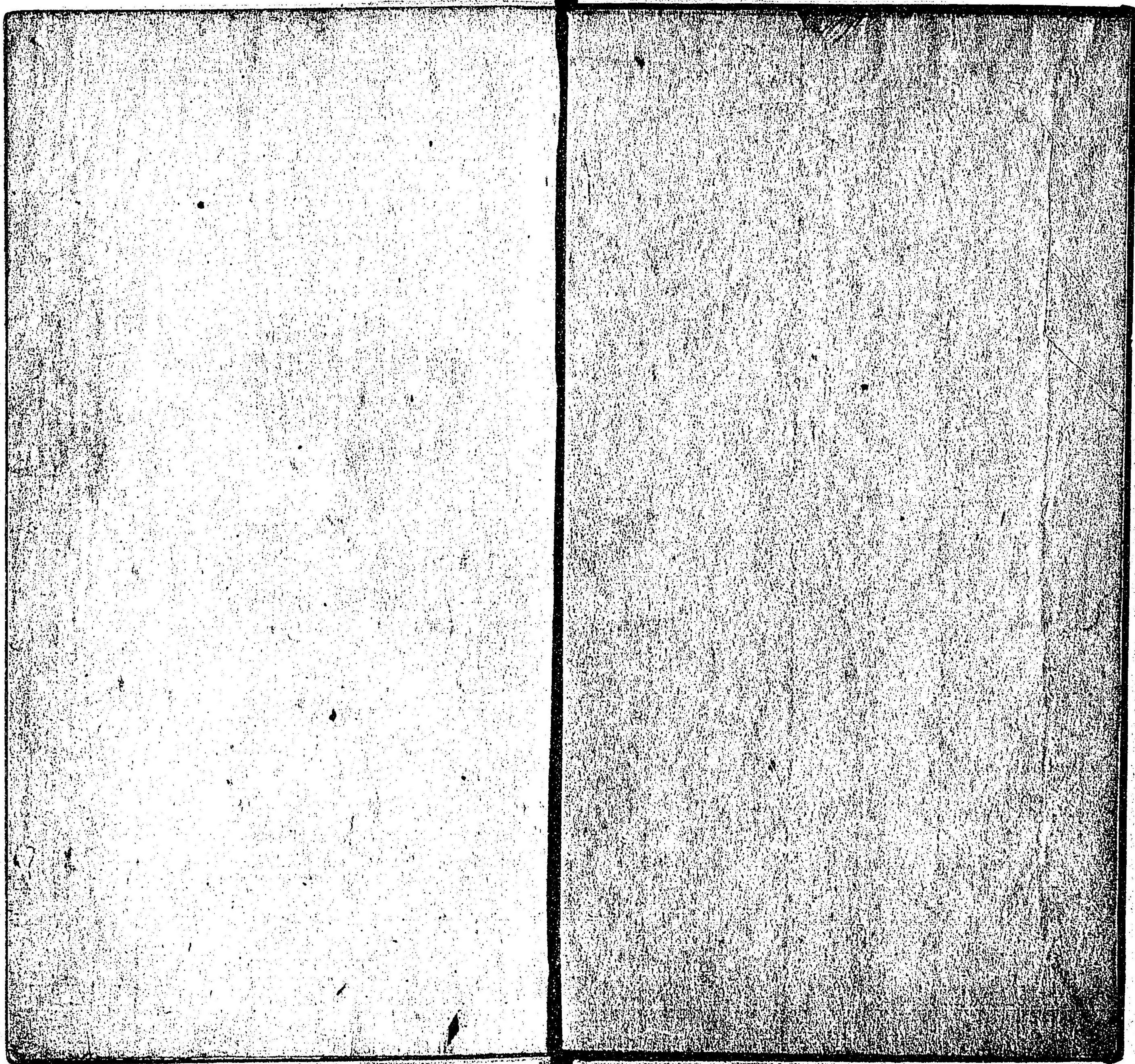
作法一斑(常識)

和田 豊/著

M43

AAG-0057





246
17.8

和田豊著

常識作法一斑

東京同文館藏版

常識作法一斑

緒言

第一章 容儀

第一節 身體

第二節 姿勢

(一) 正坐の姿勢

(三) 直立の姿勢

第三節 服装

(一) 禮服

(四) 制服

第二章 敬禮

(二) 通常服

(五) 喪服

(三) 略服

(六) 服装に関する注意

目次

明治

43.4.2

内

八七七

一〇

一八

目次

第一節 室內禮	一八
(一) 立禮	
第二節 途上禮	二一
(一) 遭遇禮	
(二) 通過禮	
(三) 奉送迎禮	
第三節 禮拜	二六
(一) 神前禮拜	
(二) 佛前禮拜	
第三章 坐作進退	二八
第一節 着席	二八
第二節 起立	二九
第三節 進退	三〇
第四章 稱呼	三四
第一節 自稱	三四
第二節 他稱	三五

第三節 第三者稱	三七
第五章 談話及び書翰	四〇
第一節 談話	四〇
第二節 書翰	四三
第六章 飲食	四八
第一節 茶珈琲等	四八
第二節 菓子果物	五〇
第三節 酒	五一
第四節 膳部	五二
第五節 洋食	五八
第七章 授受及び薦撤	六四
第一節 授受	六四
(一) 辭令書	
(二) 卒業證書類	
(三) 書翰	

(四) 小刀	(五) 花卉	(六) 手套
(七) 扇、團扇	(八) 傘、提灯	
第二節 薦撤		
(一) 烟草盆	(二) 卷烟草	(三) 火鉢
(四) 茶	(五) 珈琲、紅茶	(六) 菓子、果物
(七) 膳部	(八) 書物	(九) 硯箱
第八章 物品取扱		
第一節 衣服		
(一) 着物	(二) 羽織	(三) 袴
(四) 洋服		
第二節 器具		
(一) 巻物	(二) 掛物	(三) 花瓶
(四) 刀劔	(五) 手水杓	(六) 箒

(七) 烟器	(八) 飯具	(九) 酒器
第三節 進物		
(一) 包紙	(二) 水引	(三) 表書
(四) 熨斗	(五) 載せ方	(六) 出し方
第九章 紹介及び招待		
第一節 紹介		
第二節 招待		
第十章 訪問及び應接		
第一節 訪問		
第二節 應接		
第十一章 賀儀及び喪禮		
第一節 賀儀	(二) 婚儀	(三) 出産
(一) 祝祭日		

(四年賀)

(五年始)

(六送別)

第二節 喪禮(附皇室服喪令).....

一〇七

第十二章 雜件.....

一一四

識常作法一斑目次終

識常作法一斑

和田 豊 編

緒言

夫れ作法とは人の言語動作の禮節に適へる仕方をいふ。禮節とは尊きを敬ひ賤きを侮らず人を先立て、我はへり下るを禮といひ、諂ひもなく驕りもなく其の身の位置相應にしてよき程なるを節といふ。されば作法の要は先づ謙讓の心を體して其の言語動作を其の身の位置相應に程よくするにあり。位置相應に程よきとは凡そ人の社會に於ける地位には尊長卑幼及び同輩の異なるものなれば我が

對する人の如何に依り其の身の地位に應じて各々其の宜しきを制すべきをいふなり。是れ何れの時何れの社會に於ても必ず存すべき要求にして、是れなくしては倫理道德も其の實現の道を失ふに至るべし。尊長に對する主徳を順良といひ卑幼に對する主徳を威重といひ同輩に對する主徳を信愛といふ。而して其の之を外に表はすは各々適當の作法に依らざれば能はざるなり。禮節作法の重んぜざるべからざる所以多言を用ひずして明かなり。人の共同生活するところ乃ち道德あり。道德の存するところ乃ち禮節作法あらざるはなし。禮節作法は人類社會の自然の産物にして決して一家の作爲專賣にあらず。又時世の進歩に伴ひ其の或ものは廢れて或ものは備はるに

至るも亦是れ必然の勢にして、彼の何流何派といひ奥儀秘傳と稱するが如き煩瑣の形式が廣く實際に行はれ難きは理の見易きところなり。宜なる哉從來の所謂作法なるものは動もすれば茶の湯生花の如き技藝と同視せられ、常に唯上流女子の間にのみ學ばれ、爲に作法は恰も女子の專有物なるかの如く視なされ、一般の社會殊に男子に至りては全く之と相關せざるかの如き觀ありしことや。此の如きは宜しく之を遊藝的作法と稱すべく、寧ろ一種の裝飾に過ぎずといふも可なり。抑も作法の用は人をして人間らしく行動せしむるにあり。例へば唯食物を口に送る丈ならば犬猫の如くにしても其の目的は達せらるべし。唯其の之を爲すに如何にせば動

物らしからざるか、如何にせば他の人に對して見苦しからざるか、是れ蓋し作法の出で來る所以に外ならざるなり。此の意味に於ける作法は實に社會に於ける人々の間に必存すべき行儀にして、一般の人が日常に行ふを要するところのもの、流派なく秘奥なく健全なる平凡の判斷と感情とを以てして何人にも然りと受取らるべき尋常普通の法式にして、當に之を常識的作法と名付くべし。而して所謂常識的作法の原則たるべき根本觀念とも稱すべきものは之を約すれば實に左の二條の外に出ることなし。一に曰く自己の品位を保つこと、二に曰く他の感情を害せざること。是なり。凡そ言語飲食坐作進退應對の間一方に於ては他の感情を害することなく、他方に於ては自己の品位を保つ

ことを得ば作法の要は以て足れりとなさざるべからず。今日一般の社會に必要とすべきは實に此の常識的の作法にして、繁縟彼れが如きは決して實際に施して普遍たるべき所以にあらず、今此の見地よりして從來の禮式作法の書を涉獵し比較し研究し、旁ら小笠原流修得者の意見を参考し、現代の慣習に顧みて取捨し損益し、以て主として男子に對し所謂常識的の原則に基く普通一般の作法の標準を擇ばんことを期せり。

從來刊行の作法書其の數少しとなさざれども、概して女子を目的とし、名は和洋諸禮式など稱するものも其の實専ら婚姻の儀式等を説き、昔のまゝなる煩瑣の方式を臚列せるに過ぎざるもの多し。中に就き最も出色あるは山本良吉

氏の實踐倫理禮法篇なるべく、進歩的改良の意見少からず。矢嶋錦藏氏の普通禮法、下田歌子氏の女子普通禮式は洋の東西に亙りて條目の備れること最も廣く、小松信香氏の日本諸禮式、佐方鎮子氏の家政要鑑第二編禮法、弘田正郎氏の作法教本、後閑菊野氏の女子作法書等亦夫々特色あり以て參考となすべきなり。

第一章 容儀

第一節 身體

壹 口中に臭氣あるは最も厭ふべし、朝夕口すゝぐことを怠るべからず。

貳 屢々溫浴し、常に垢つき又は臭氣を發せざる様心掛くべし。尤も毎朝冷水浴の習慣あるものは他のものゝ如く屢々なるを要せず。

參 手指の汚れたる殊に爪の伸びて垢の溜りたるは甚だ見苦し、必ず洗除すべし。就中食事前に於ては最も然りとす。

四 頭髮に腐心するが如きは男子の事にあらず、寧ろ短く

刈りて手数を要せざるを可とす。時を定めて理髪し且つ毎日洗滌すべし。

五 鬚髯を蓄へざるものは時々之を剃るを要す。蓄へたるものは又相當の手入を怠るべからず。

六 腫物等を病むものは必ず人をして厭はしめざる丈の用意あるべし。

七 裸體は勿論袒ぬぎ尻まくり等總て人前に肉體を露出するは無禮なりと知るべし。

第二節 姿勢

壹 正坐の姿勢 兩足の拇指の重なる程にして腰を据ゑ、兩膝を少し開き、腹を張り、頭を直く、肩臂を張らず、兩手を

斜に膝の上に置くべし。(女子に在ては右掌を左掌の上に組み重ねて膝の上に置くをよしとす)

「右足の拇指を左足の拇指の上に重ね、兩膝を掌大に開きとなせるものあれど、左まで煩瑣なることは必要なのみならず、重ねたる拇指は長坐して勞れを覺えたるときは左右を組み代へて苦しからず。

貳 椅子に凭りたる姿勢 上體は正坐の時の如く、腰及び膝の折れ目を略ぼ直角に曲げ、兩膝を少し開きて揃へ、足蹠は平かに床に着け、兩手を膝の上に置くべし。

後ろに靠り掛り、足を重ね若くは、交叉する等の事を爲すべからず。机に對せる場合に腕組を爲し、頬杖を突く等は甚だ無作法なり。

參 直立の姿勢 兩足を揃へ、爪先を少し開き、脊骨を眞直にし、肩を引き、腹を張り、頭を正面に向けて俯せず仰がず

両手を自然に垂れて腿の邊に置くべし。

臥床する時も之に準じ體を仰向けにして後頭に枕し、四肢を寬めて安らかに眠に就くべし。

四 歩行の姿勢 直立して反らず屈まず、膝を折らず、前面よき程の所を正視し、摺り足せず、高擧げせず、徐かに跟をつけて進むべし。

眼の着け所を、一間計りとなせるあり、七八尺となせるあり、一丈以内となせるあり、又三間許りとなせるもありて様々なれど、さまで限定するの必要なし。又横疊は二足半、豎疊は三足半となせるものあれど、是れ亦餘りに煩瑣なり、拘泥するに及ばざるべし。

第三節 服裝

壹 禮服

(1) 通常禮服は燕尾服なり。袴も上衣同様の黒羅紗にして、帽はシルクハット、襟飾は白の結び紐、靴は黒革ゴム引、手套は白のなめし革とす。燕尾服を着する時は必ず外套を用ふる例なり。

大禮服は文武官によりて、夫々の定あり、違ふべきにあらず。

(2) 和服は紋付羽織袴、白足袋を以て禮服とす。羽織は黒、紋は五つ、着物は無地紋付、帯は角帯を正式とし、袴には定めなし。帽は黒の山高に限るべし。

貳 通常服

(1) フロツクコートは紳士の通常服なり。黒羅紗又は綾織絨、胴衣は上衣に同じく、夏は白を用ふることを得。袴は何にても苦しからず、襟飾も白紐に及ばず。帽は

鄭重の場合にはシルクハット、平常は普通帽(山高、中折の類)にして、靴は黒革なり。

我國今日の習慣はフロックコートをも以て通常禮服に代用すること殆んど一般にして之を禮服と見做すも差支なし。此の場合には帽はシルクハットたるべきこと勿論なり。略しては黒の山高を用ふ。モーニングコートはフロックコートに亞ぐものなり。シルクハットを用ふることなき外大様フロックコートに同じ。

(2) 和服の通常服は矢張羽織袴なり。羽織は無地紋付を適當とし、絣縞等は略なり。着物は無地に及ばず、帯は角帯を必とせず、足袋は黒にて可なり。帽子は山高若くは中折相應すべし。又學生に在ては着袴すれば無羽織にて苦しからず。

参 略服

(1) 脊廣は略服なり。襟飾靴等總て適宜とす。大抵三つ揃なり。執務服として多く用ひらる。但し色變り縞物等は俗なり。

(2) 和服にては無袴も無羽織も共に略服なり。無袴にして且つ無羽織なるは略の略にして全く家居安息の私服とす。

四 制服

(1) 制服は其の之を必ず着けざるべからざる點より見れば一の義務なれども、門外漢の着けんと欲して着くる能はざる點より見れば一の權利といふべきなり。總て規定に遡うて違ふを許さず。

(2) 制服は儀式等の場合には通常禮服に代用するを常と

五 喪服

(1) 喪服は喪期の間服するところのものなり。大喪及び皇族方の國喪に於ける臣民の喪服に關しては宮内大臣より公告せらるべく、民間一般の慣習としては未だ一定の制あらず。西洋にては帽に黒布を附し、襟飾の外は服其の他時計の鎖に至るまで一切黒色を用ふといふ。

明治四十二年十二月十九日白耳義國皇帝崩御に付二十一日間宮中喪仰出されたる際高等官有爵有位有勳者參内の節の喪服に關する宮内大臣の告示は以て參考となすべし。

前十一日

男子

○大禮服

一 黒紗ヲ左腕ニ纏フ

一 黒紗ヲ以テ劔ノ柄ヲ卷ク

一 襟飾及手套白

宮内高等官ノ小禮服之ニ準ス

○通常禮服

一 黒羅紗ヲ以テ帽ヲ卷ク

一 黒紗ヲ左腕ニ纏フ

一 襟飾及手套白

○通常服(上衣下衣及袴黒羅紗)

一 帽黒羅紗ヲ以テ之ヲ卷ク

一 黒紗ヲ左腕ニ纏フ

一 襟飾黒

一 手套黒又ハ鼠色

後十日

男子

○大禮服

一 黒紗ヲ左腕ニ纏フ

一 襟飾及手套白

宮内高等官ノ小禮服之ニ準ス

○通常禮服

一 黒紗ヲ左腕ニ纏フ

一 襟飾及手套白

○通常服

一 黒紗ヲ左腕ニ纏フ

一 襟飾黒

婦人

一 服及飾黒

一 帽及飾黒

一 手套黒又ハ鼠色又ハ白

婦人

- 一服(無紋)及飾黒
- 一帽及飾黒
- 一手套扇傘及飾品等總テ黒
- 一靴及足袋黒

陸海軍將校及相當官ハ二十一日間
左腕ニ黒紗ヲ纏フ
宮内高等官ニシテ供奉服着用ノ節
亦之ニ准ス

(2) 和服の喪服は薄墨色麻布地無紋を正式とす。今は略して黒の紋付を用ふるもの多し。

六 服装に関する注意

- (1) 胸釦は燕尾服の外之を掛けざるは禮にあらず。
- (2) ポケットに手を入るゝは懷手と同様不作法なり。
- (3) ツボンの裾を折り上げ居るは禮にあらず。
- (4) 帽は中帯の結び目を左にして戴くべし。
- (5) 赤靴は主として運動旅行等の場合に用ふべきものなり。

り。

(6) 靴足袋は黒若くは黒勝のものを上品とす。派手なるは卑し。

(7) 襟卷は病人又は老人にあらずばなすべきものにあらず。

(8) 羽織のみにて袴を着けざるを著流しといひ、遊歩或は極めて親しき間柄にのみ限りて用ふべし。

(9) 十分に靴を拭ふことを爲さず、泥土の附著したるまゝにて屋内に入るは極めて不作法なり。

(10) 制服として定めらるゝ外長靴は床上にては用ふべからず。

第二章 敬禮

第一節 室内禮

壹 立禮

(1) 最敬の場合は闕の外にて軽く會釋して後、室に入り二
三步進みて正しく面し、最敬禮を行ふべし。

闕を入りて更に兩足を揃へ左足より三步進み、四足目に左右の足を
揃へ云々となせるものあれど左までの必要はなかるべし。

最敬禮の方式は左の如し。

先づ直立の姿勢を取り、上體を屈して兩手を腿に沿う
て膝頭まで垂る。膝を折り若くは俯し過ぎて頭と襟
との間を開くべからず。拜伏の時間は凡そ一呼吸間

を度とす。

(2) 普通の場合は必ずしも闕外の會釋を要せず、進み入り
て普通禮を行ふべし。

椅子に凭れる時人に敬禮するには、卑幼に對する場合
の外必ず離れ立つべし。

尊長に對しては、椅子の左に離れとなせるあり、椅子の下座の方に立
ちとなせるもあれど、席の都合にも依ることなれば便宜にてよしと
すべし。

普通禮の方式は左の如し。

最敬禮に準じ、上體を鈍角に屈して、兩手を膝の少し上
まで垂る。(卑幼に對しては唯目禮することあり。)

握手せんとする時は軽く正しく握るべし。互に右手を以てするを
正式とし、尊長より卑幼に主人より賓客に婦人より男子に先づ手を

授く、放つ時亦同じ。手套は先方の着け居らざる時は脱す。着帽の場合には左手に之を取るべし。未婚の女子は男子と握手せず。

貳 坐禮

(1) 最敬の場合には次の間の敷居際に跪き、両手を膝の前に突くと同時に爪立てたる足を下ろして坐し、最敬禮を行ふべし。

最敬禮の方式は左の如し。

先づ正坐の姿勢を取り、両手を膝の前に突き、両手の一二の指先を合せ、臂を膝の側につけて、頭を指先の上まで下ぐ。拜伏の時間は立禮に同じ。

〔両手を膝の前に突き、それより右手と右膝とを同時に後に引き、次に左手と左膝とを同じく引き、然る後指を揃へて云々となせるものあり〕

れど左ほどまでには及ばざるべし。

(2) 普通の場合には客を上席に主人は下座に着きて普通禮を行ふべし。

普通禮の方式は左の如し。

最敬禮に準じ、両手の間を少し開きて突き、頭をよき程に下ぐ。(卑幼に對しては両手を膝上に若くは指頭を疊に突きて頭を少し下ぐることもあり)

両手の間隔を三四寸となせるあり、又頭と疊との距離を二三寸となせるあり、四五寸となせるもあれど左迄限定するには及ばざるべし。

第二節 途上禮(茲に途上といふは廊下等をも含む)

壹 遭遇禮

(1) 尊長に途に行き遇ふ時は數歩前にて歩を停め、右手に帽を取り、斜に避けて敬禮(普通禮)を行ひ、尊長の通過するを待て後歩を起すべし。若し車上馬上に在りて尊長に出遇ひたる時は下りて敬禮するを正式とし、心に任せ難き場合には宥恕を乞ふべし。我れ若し喫烟しつゝ、あらば直ちに中止するを要す。

停歩の位置を「三四間手前」となせるあり、「二三間此方」となせるあり、「六歩前」或は「十歩内外」となせるあり、又「六七尺前」となせるもあれど敢て左まで限定の必要なかるべきは既に諸書の區々たるにても明かなり。

(2) 同輩の間は互に斜に相向ひて敬禮(普通禮)を施し、挨拶終らば同時に歩み出すべし。親しき中にありては歩

を停むるを要せず、車馬も下るに及ばず。卑幼には目禮して過ぐべし。

(3) 階段を降らんとして、尊長の昇り來るに遇ふ時は、一歩退き階上に待ち受けて敬禮を行ふべし。昇らんとして尊長の降り來る時亦之に準ず。昇降の中途に在ては側に寄り、待ち受けて敬禮すべし。

(4) 途上人の柩に行き遇ひたる時は、適宜立ち止りて敬禮を施すべし。行列を切る等の事あるべからず。

貳 通過禮

(1) 立ちたる人椅子に凭りたる人の前を過ぐる時は、尊長ならば少し手前にて體を屈め、前に至る時向ひて敬禮し、徐かに向き直りて通るべし。

「二三間手前にて體を屈めとなせるものあれど適宜にて然るべし。

- (2) 同輩に對しては向き直るに及ばず、唯徐歩して暫時足を停め、若くは停めずして軽く一禮して通るべし。
- (3) 卑幼の者先づ恭しく敬禮を行はゞ、右に準じ會釋して過ぐべし。
- (4) 坐せる人の前を通過する時は、尊長には跪きて指頭を疊につき、同輩には腰を屈めて兩手を膝頭まで下げ一禮して通るべし。
- (5) 人の後を通る時は前に準ず、但し凝視し若しくは竊足すべからず。
- (6) 我が前を人の通過する時は、尊長ならば近づきたる時先づ用意して叮嚀に敬禮を行ふべく、同輩以下に對し

ては夫々相應の答禮を行ふべし。

- (7) 御陵神社等の前を通過する時は最敬禮を行ふべし。心に任せ難き場合にも必ず相當の敬意を表すべきものとす。

參 奉送迎禮

行幸啓ある時若くは皇族方を送迎し奉る時は十分恭敬の意を體して豫め一定の位置に控へ、前驅見ゆれば外套をぬぎ、御輦の近づきたる時帽を脱して最敬禮を行ひ、過ぎ給ふまで姿勢を保つべし。是れ一般普通の方式なれども其の最敬禮の伏拜に代ふるに不動直立注目の姿勢を以てすることあり。

明治三十八年伊勢行幸の際文部省の訓示せる奉送迎心得左の如し。

一、武装携銃ノ生徒

御車ノ列前ヲ通過スル際捧銃ヲナスコト

二、帽子ヲ被リタル生徒

御車ノ列前ヲ通過スル際一齊ニ脱帽シテ兩足ヲ揃ヘ姿勢ヲ正シクシ

視線ヲ御車ニ注ギ不動直立スルコト

三、帽子ヲ被ラザル生徒(女生徒)

御車列前ヲ通過スル際氣ヲ付ケノ姿勢ヲ取り視線ヲ御車ニ注ギ直立
不動前ニ同ジ但シ此ノ場合ニ於テ君カ代ヲ唱フルコト差支ナシ

第三節 禮拜

壹 神前禮拜

(1) 先づ手水を遣ひ、神前に進みて、初め一拜し拍手して又
拜すべし。拍手は一二、一二と二度づゝ二回又は一回

打つべし、一二三と打つべからず。

(2) 玉串を捧ぐるには右手に持ち、左手を添へて神前に進
み、左掌の上にて旋らし、其の本を神前に向けて臺上に
供し、禮拜前の如くすべし。

貳 佛前禮拜

佛前には合掌する慣ひなれども、せざることもあり。初め
一拜し、香を捻り、二回香爐に炷べ、更に拜して退く、香の代
りに鈴と線香とを置かるゝ時は、一拜して右手に線香を
取り、火をうつして香爐に立て、鈴を鳴らし、更に拜して退
くべし。鈴の数は普通に二又は四なり。座に立合の僧
あらば退く時其の方にも一寸禮すべし。

第三章 坐作進退

第一節 着席

壹 椅子に凭らんとする時は、尊長に對しては先づ椅子の側に立ちて敬禮したる後、正しく着席すべし。

椅子の側を左の方又は下座となせるものおれど席の都合にも依ることなれば便宜にてよしとすべし。

貳 坐せんとする時は、手を兩腿の上に添へ、片足を僅かに引きて、先づ其の方の膝を突き、次に他の膝を突き、正坐の姿勢を取るべし。

足を引くに、左足を右足蹠の半程までとなせるあり、左足とせずして上座の足となせるあり。又兩膝を揃へるには、他の膝を初め突きたる膝に寄せてとなせるあり、他の膝を進めてとなせるあり。區々なり。何

れにも拘泥せずして可なるべし。但し和服にて袴を着けざる場合に在ては左の膝を先づ突く方便なるが如し。

第二節 起立

壹 椅子より立つには、兩手を膝上にして徐かに立つべし。手を衣囊の中に入れ、若くは物に取り付きなどすべからず。

貳 坐より立つには、兩手を膝の上に置き、兩足の爪先を立て、先づ片膝を少し舉げ、其の方の足を僅かに踏み出すと同時に他の膝を舉げ、體を屈せず揺らずして立ち上るべし。

先づ立つる膝を右足と限れるあり、又下座の足となせるもあれど席の

都合にも依ることなれば便宜にてよしとすべし。但し和服にて袴を着けざる場合に在ては右の膝を先づ立つる方便利なるが如し。

第三節 進退

- 壹 歩むには常に歩行の姿勢を保ち、左右前後を見廻し又は横目など遣ふべからず。
- 貳 歩みて敷居又は畳の縁を踏むべからず。物を跨ぎ越ゆべからず。必ず傍へ直して通るべし。
- 參 尊長の前に進み出る時餘りに接近するは無禮なり。又坐せる人に立ちながら物言ふべからず。
- 四 尊長の前を退く時は可成背後を直ちに人に向けぬ様にして旋り返るべし。

「四段踏み替へ」といふ規則あれど少くも男子には左まで必要ならざるべし、又「上座を受けて旋り返る」といふことは最も普通の方式なれども上座下座の區別を以て總ての場合を律せんとするは却つて不便のことなしとせざるべし。

- 五 襖戸障子を出入する時は開きたるは開き、閉ちたるは閉づるを法とす。
- 六 尊長は勿論總て他人の居室に入らんとする時は、洋風の室ならば先づ軽く入口の戸を叩き、内より應答あるを待ちて後入るべし。和風の室にても襖障子等の閉ちたる場合には先づ己れの名を告り、入室の許を得て後入るを可とす。
- 七 洋風の戸を開閉するには右手にて把手を取り、振ちて

體の入るべき程に開き、室に入りて更に右手にて内側の把手を取り除かに音せぬ様に閉づべし。出る時も亦之に準ず。出入共可成直接に背後を人に向けぬ様の心得あるべし。

八 襖障子を開かんとするには其の前に至りて跪き、便宜右手又は左手を引手に掛けて先づ少しく開き、更に引手よりも一層下部なる縁(若くは親骨)に右又は左の平手を當て、徐かに推し開くべし。入りて閉づる時は可成人に背を向けぬ様にして跪き、同じく下部の縁(若くは親骨)を持ちて、先づ大部分を引き寄せたる後、引手に手を掛けて閉ぢ切るべし。

先づ開くべき戸或は障子の側に至りて跪き、右に開くべきものならば

右の手を以て引手を取り、指先の入る程に開き、後に左の手を以て其の身の出入せらるゝ程に開きとなせるあり。引手の方を前にして斜に坐し、右へ開かんとする時は右の手を下に突き、左の手を引き手に掛け、三四寸許り開きて更に左の手を突き、右の手を襖の縁下より三四寸上の所へ掛けて靜に開くべしとなせるあり。又、右へ開かんとする時は襖の中央より少し左の方に寄りて真直に跪き、右の手の指先を右の膝頭の脇に突き、左の手にて引手を取り六七寸も開き、直ちに同じ左の手を相際より三四寸の所に當て、よき程に開くべしとなせるもあり。様々なれども要は先づ引手を取りて少しく開き、更に縁(又は親骨)の下部に手を掛けて入る丈に開くにあり。而して開閉の際坐し或は跪くは正式なれども、男子に在ては特別貴人の室に入る時の外は其の坐し若くは跪く代りに、慇懃に腰を屈むることゝなすも、妨げなかるべし。

九 簾を出入するには紋章の下を避けて裾を掲げ、簾は出づるに引き、入るに推し、帷は總て推し、掲げざるを法とす。

第四章 稱呼

第一節 自稱

壹 對話に用ふる最も普通なるもの左の如し。但し書翰にも共通す。

(1) 私(ワタクシ)。ワタシ。ワシ。ワタクシは丁寧なり。ワタシは次。ワシは俗なり。尊長にはワタクシといふべし。

(2) 僕。我輩。同輩に用ふ。

(3) 手前。同輩以上に用ふ。

(4) 此方(コノハウ)。コチ。おれ。同輩以下に用ふ。
貳 主として書翰に用ふる最も普通なるもの左の如し。

(1) 小生。同輩以上に用ふ。

(2) 拙者。予。同輩以下に用ふ。

(3) 自分。不肖。不肖は元來子の父に對していふものなれども、今は自分と共に多く公衆に對する時用ふ。

(4) 小官。本職。本員。官職公務に従事するもの、自稱。小官は上司に其の他は同僚又は公衆に對する時用ふ。

第二節 他稱

壹 對話に用ふる最も普通なるもの左の如し。但し書翰にも共通す。

(1) 閣下。大官有爵者の他稱。官職名を冠して第三者稱にも用ふ。

- (2) あなた 同輩以上に用ふ。
- (3) お前 同輩以下に用ふ。
- (4) 先生 師又は有徳有識の士の他稱。姓名を冠して第三者稱にも用ふ。
- (5) 君。同輩に用ふ。
- (6) 其方(ソノハウ。ソナタ。ソチ)。貴公。貴様 同輩以下に用ふ。文字の上より云へば不當なれを慣用なれば詮なし。
- (7) 某(姓又は名) 同輩以上には様殿を附し、同輩には君又はサンを附す。男子に在ては卑幼には敬稱を附せざるを常とす。第三者稱の時亦同じ。
陸軍部内にては將官及び相當官を閣下と呼び其の他の上官を殿と

呼ぶ定めなり。

- (8) 父。母。兄。弟。祖父。祖母等 御を冠し上又は様を附す。
 - (9) 諸君。方々。皆様 衆の他稱。同輩に用ふ。卑幼には「皆」とのみいふことあり。
- 貳 主として書翰に用ふる最も普通なるもの左の如し。
- (1) 貴下 同輩以上に用ふ。
 - (2) 貴君。貴兄。足下。貴殿 同輩に用ふ。
 - (3) 其許(ソノモト。ソコモト) 同輩以下に用ふ。
 - (4) 諸賢。諸彦。各位 衆の他稱。同輩に用ふ。

第三節 第三者稱

前に他稱と共に擧げたるもの、外、對話及び書翰に通じて最も普通なるもの左の如し。

- (1) 陛下 天皇及び三后の敬稱。元來他稱なれども今は廣く第三者稱に用ふ。
- (2) 殿下 皇太子、皇太孫其の他總て皇族方の敬稱。元來他稱なれども今は廣く第三者稱に用ふ。
- (3) 大人。御親父。御尊父 他人に對し其の父を呼ぶに用ふ。様を附することあり。
- (4) 御母公。御母堂 他人に對し其の母を呼ぶに用ふ。様を附することあり。
- (5) 奥様。夫人 他人に對し其の妻を呼ぶに用ふ。夫人には令を冠することあり。他稱にも用ふ。

- (6) 賢息。令息。令嬢。御子様。御嬢様。令兄。令姉。御兄様。御姉様。令弟。令妹。弟御様。妹御様。他人に對し其の子女兄弟姊妹を呼ぶに用ふ。
- (7) 父。母。妻。倅。娘。兄。姉。弟。妹 他人に對し自分の父母妻子兄弟等を呼ぶに用ふ。倅娘の外は愚を冠し、尙ほ妻には荆を冠することあり。
- (8) あの方。あの人。この方。この人 同輩に用ふ。以上には「方」「人」の上に「お」を加ふ。
- (9) あの者。あれ。この者。これ 同輩以下に用ふ。

第五章 談話及び書翰

第一節 談話

壹 話し方は溫和に、語詞は明瞭に、話の筋は正確にして簡潔なるべし。

貳 下品なる言葉、嘲弄又は當て付けの言葉、及び俗間の流行語等は之を避くべし。殊に卑猥なる語は之を口にすることを恥つべし。

參 皇室の御事は申すに及ばず、總て敬意を表すべき事柄に就ては相當の敬語を用ふべし。

四 殘酷悲哀の甚しき談話は小兒又は妊婦等の前にては最も憚るべし。

五 人と對話する時、閣下、奧様、先生、御嬢様等の他稱をくどくどしく呼立つるは聞き苦し。

六 人の姓名を問ふときは先づ己れの姓名を告ぐるを法とす。又尊長に對して妄りに年齢を問ふべからず。

七 對話中欠伸し、唾を吐き、物を弄び、爪を噛み、手足を揺すり、或は懷手を爲し、物に倚り掛かり、又は室内を徘徊し或は他を顧みて談ずる等は總て無作法なり。

八 鼻かみ、咳拂は尊長の前にては爲すべからず。止むを得ざる時は顔を背向けて最も靜かにすべし。又葱韭にんにく等臭氣高きものは人前に出づる時は慎むべし。

九 人の談話は傾聽すべし。話の腰を折り、又は先を取り、若くは側より誤を指摘し訂正する等のことを爲すべか

らず。

壹〇 既に再三繰り返されたる談話に對しても猶ほ厭ふが如き氣色を示すべからず。

壹壹 興に乗じて長談し、他人に發言の機會を失はしめ、若くは倦厭を催さしむるが如きことなかるべし。

壹貳 問はるゝにあらずして好んで自己又は自己の家族に關することを吹聴すべからず。

壹參 用談の外は對者の身分職業男女等に依り相當の材料を取りて話題となすべし。他人の批評を爲し、若くは

其の秘密を語るが如きは最も慎むべし。

壹四 他人の意見を引用する時は其の旨を明に述べべし、己れの説の如く装ふが如きことあるべからず。

壹五 滑稽も上品なるは時に可なり。屢々するはうるさし。手眞似身振等は見苦し。

第二節 書翰

壹 祝賀招待報知等には多く洋式を用ひ、多數の時は印刷す。略しては端書を用ふることあり。

貳 通常のものは白色の巻紙封筒を普通とす。巻紙は鄭重の場合には奉書なり。封筒は薄き着色は不可なし。漉入れ繪入等は俗なり。

參 端書は簡便を主とする場合に用ふべき略のものなれば禮狀等には用ふべからず。

四 巻紙の初と終には相當の餘白を存し、冠(上方)は沓(下

方よりも稍多くあけて書くべし。熟語殊に名前等は可成二行に分割せざるをよしとす。

「三所三六の矩として書き初及び末文と日附との間、日附と宛名との間を三寸六分隔つべし」といひ、或は「初と終は二三寸、末文と日附との間隔は一二寸、日附と宛名との間隔は二三寸となせるもの、冠一寸沓五分などなせるものあれど、左までの精密は必要にあらざるべし。又冠はつめて書く例もあれど、普通とはいひ難し。」

五 我が名は日附の下に書くべし。宛名は尊長へは日附よりも高くするを法とす。

六 我が名は通例姓名を書す。名のみを書するは家族若くは極めて親密の間柄に限り、姓のみ書するは同輩以下に對しての事なり。雅名等は正式の書翰には用ふべからず。

七 宛名は公用文には職氏名を記して殿を附し、私用文には姓名を記して多くは様を用ふ。同輩の親しきは君を用ふることあり。又姓のみ記して尊稱を附することあり。卑幼には通例名のみを記して殿を用ふ。

卑幼に對して用ふる殿は草略又は平假名を通例とす。古くは尊きには殿、同輩にはる下輩にはぬと様に書き別けたるも今は左までの區別なし。

八 脇付はなくもがな。侍史、執事、侍者御中等は親展を望める書翰には矛盾なるべし。若し脇付を爲すとせば、右案下坐右位に止むるを可とすべし。

九 言文一致體の文章を用ふる場合には殊に用語に注意して敬意を失はざる様にすべし。

壹〇 尊長に呈するに脱字を書き入れ又は誤字を塗抹したるまゝなるは禮にあらず。

壹壹 封筒裏面のノ書には封若くはノを用ふべし。又郵便に附するものは殊に先方の住所を大きく明かに認むべし。

壹貳 宛名連名の時は身分高き方を日附の方へ寄せ、連署は之に反す。

壹參 端書に連名を用ふるは卑幼にあらずば極めて親密の間柄に限るべし。尊長に對しては決して爲すべからず。

壹四 尊長に對しては物品送達等の事は勿論他への傳言等を依頼するは禮にあらず。

壹五 弔問の文には弔詞の外他の用事を認むべからず。弔詞は慎重にして同情を籠むべし。

第六章 飲食

第一節 茶珈琲等

壹 煎茶は臺にて出されなば右手にて茶碗のみを取り、左手を底にあて、飲み、飲み干して左右何れにても下ぐるに都合よき側に置くべし。若し臺を下に置かれなば置かれたる後茶碗を取り上げ、飲干して臺の上に置くべし。

臺と共に取り臺を下に置き茶碗のみ取り上げて飲むとなせるものあれど普通にあらざ。又茶碗の取り方は、兩手にてとなせるあり。右手にて取り左掌に据ゑてとなせるもあり。場合に依り少差あるを妨げざるべし。

貳 煎茶を茶托にて出さるゝときは置くに任せ、茶碗を取

り上げ、飲みて元の如く茶托の上に置くべし。茶碗を茶托に伏するは俗なり。

參 薄茶は拇指を中にして右手にて茶碗を取り、左掌に据ゑ、更に右手にて茶碗の外側を圍む様にして持ち、茶の残らぬ様に呑み切りて元の所へ返し置くべし。

茶碗を廻すこと、戴くこと、呑み口を指にて拭ふこと、挨拶すること等、茶には夫々形式あれども普通には之に依らずして差支なし。

四 珈琲、紅茶は右の手にて臺皿を取り、左手の掌に載せ、卓上にては置きたるまゝ、左手に取手を抑へ、徐かに掻き廻し、上部の少しく減ずるまで匙にてすくひ飲み、匙は皿の縁に横たへ、すべてを一應下に置き、更に右手にて茶碗の取手を右方に取り廻して取り上げ飲むべし。

第二節 菓子果物

壹 菓子は箸又は楊枝にて取り指頭にてよき程に割りて食すべし。餡の入りたるは割る時突き合せてこぼれぬ様にすべし。

「懐紙を出し蒸菓子ならば二つ折、干菓子ならば四つ折にして左の手に持ち、楊枝或は箸にて取り、蒸菓子ならば兩手に持ちて紙ながら二つに割りて食し、羊羹葛餅の如き類は楊枝或は箸にて押し切りて食し、干菓子ならば取り分けたる後手にて取り上げ食すべし」となせるものあれば、ハンカチーフの普通に行はるゝ今日男子に一々懐紙の用意を要求するは適當といふべからず。直ちに手に取り難きほどのものならば銘々菓子となすを至當とすべし。

貳 果物は皮を剥きて切りて出されたるは楊枝に突きさ

して食し、然らざるものは種類に依り指頭又は小刀にて皮を剥き、割り又は切りて食すべし。種核糟等は取り散さぬ様臺の隅又は場合に依り皿の中に入れ置くべし。

「種核等は懐紙に包みて袂に入るべし」となせるものあれども少くも男子にはさる必要なし。

第三節 酒

壹 普通の盃は右手にて取り左手を底に當て、酌を受け、飲みて吸物椀の傍に置くべし。献酬の慣習は廢するを可とす。但し尊長若くは主人より盃を指されたる時は受けて飲み洗ひて返すべし。下(盃中の殘酒)は椀などに入るべく、盃洗の中には捨つべからず。

貳 三方に盃を据ゑて出されたる時は、先づ一禮して両手にて少し三方を引き寄せ、両手にて盃を取り上げ、酌を受けて飲み、飲み切りて元の所に置くべし。

參 洋酒の盃は置きたるまゝにて受け、右手にて幹のところに持ちちて飲むべし。

第四節 膳部

壹 目上の人同席ならば其の人の箸を取りたる後箸を取るべし。

貳 箸を取るには右手にて掌を伏せる様にして取り上げ、左手を借りて持ち直すべし。

古くは箸構へといふことあり。右の拇指と他の四指とにて箸の中央

を持ち其のまゝ之を右膝の上に執るをいふ。而して持ち換ふるには左手を左膝の上に仰向け、右手より箸を受けて摘まみ持ち、然る後右手に取り直すものとす。尤も飯の時左手に飯碗を持ちたるまゝ、箸を持ち換ふる場合には之を左の手の無名指と小指との間に挟みて持ち直すなり。是れ正式なりと雖も一々は之に據らざるも可なるべし。

參 會席膳に在りては最初に箸を着くべきは吸物とす。

吸物は左手にて碗をおさへ、右手に箸を持ちたるまゝにて蓋を取るべし。此の時は箸の先を向うにして小指と無名指とにて握り持つを法とす。

四 飯碗汁碗等總て蓋は便宜右手又は左手を用ひて、膳の右側又は左側に仰向けて、豎に正しく并べ置くべし。食終りて後蓋する時は後に取りたるものより順になすを

法とす。但し吸物碗の蓋は膳の縁に懸け置き、度々開閉して可なり。

蓋を置くに膳の右側に手前より向うへ順次にと限れるあり。「右にあるものは右に、左にあるものは左に」となせるあり。又蓋の上に蓋を俯向けて重ねとなせるもあり一定せず。便宜に従つて可なるべし。

五 飯汁は両手にて飯碗又は汁碗を取り、左手に据ゑ、右手にて箸を取り、左手を借りて持ち直して食すべし。

飯は最初に二箸二回目より三箸づゝ食ふとなせるもの。「汁は先づ一口吸ひて後左手に据ゑ實を食し」となせるものなどあれど、さる煩はしき事は少くも男子には必要なし。

六 本膳に於ける食事の順序は第一飯第二汁其の他は適宜にて可なれども、菜より菜に移るべからず。

飯汁、々々、飯、鮓、飯、壺、飯、二の汁、飯、平、飯、三の汁、飯、刺身、々々、となせるあり。

先づ飯に汁、次に平、次に鮓、次に二の汁、次に壺、次に猪口、次に焼物となせるあり。何れにもせよ斯かる煩瑣なることは普通に行はるべくもあらず、全く無用なり。

七 刺身は箸にて猪口の中に挟み入れ、猪口を取り上げて食するを正式とす。蒲鉾の類は食ひ付きたる跡の新月状とならざる様にすべく、魚類は裏反すとも頭の位置(頭は我が左につけらるゝもの)とすを變ふべからず。

魚類は裏反すべからずとなせるあり。「片側を食したらば裏反し置くべし」となせるもあれど、半分以上食すべからずとなすが如きは理由なきことなり。

八 酒を受くる爲又は飯盛り換へ等の爲に食を中止する時は其の間箸を膳の上に置くべし。中止の際は通常箸の先の方を膳の右縁に懸け、食し終りて置く時は懸けず

して膳の中に落すを法とす。

正式ならぬ時は膳より椀を取る毎に一々箸を置くに及ばず。箸を持ちながら右手にておしらひ左手に取り上げて差支なし。箸を置くに先の方を膳の左縁に懸くべしとなせるもの多けれども今は却て普通にあらす。

九 食事に於て注意して避くべきもの左の如し。

- (1) 又盛り 箸にて飯を椀の中に押し付けて食するをいふ。
- (2) 受吸ひ 汁等を受けて一旦膳に置かずして其の儘に吸ふをいふ。
- (3) 込み箸 食物を箸にて口の中へ押し込むをいふ。
- (4) 甜り箸 箸を食物と共に深く口の中に入れ箸先をね

ぶるをいふ。

- (5) もぎ箸 箸に附着せる飯粒などを口にてもぎ取るをいふ。

- (6) 探り箸 茶碗蒸、羹等の椀の底を探るをいふ。

- (7) 空箸 一の菜に箸を下しながら空しく止むるをいふ。

- (8) 迷ひ箸 何れの菜を食せんかと彼れ此れ見廻し躊躇するをいふ。

- (9) 涙箸 刺身鱈などを食する時露を膳に滴らすをいふ。

- (10) 廻し箸 香の物を湯茶の中に入れてくるくると廻すをいふ。

- (11) 箸の子せゝり 魚を打ち反へさず上より下の身をほじり出して食するをいふ。

- (12) 膳越し 膳の向うにある物を手に取り上げずして其の儘挟み食するをいふ。
- (13) 袖越し 膳の右方にある物を左手にて取り、膳の左方にある物を右手にて取るをいふ。
- (14) 睨み食ひ 物を食しながら腕の上より諸所を見廻すをいふ。
- (15) 狗食ひ 俯向きて手など突きながら食するをいふ。

第五節 洋食

壹 食卓に向ふ時は己れの坐すべき椅子の背に右手を掛け其の左側より席に着くべし。

食卓の座席は主人は中央、主婦は相對せる側の中央、主人の左に上客の

婦人、主婦の左に上客の男子、主人の右に次客の婦人、主婦の右に次客の男子の順序とし、男子と女子と交互に并ぶを法とす。

貳 正しく着席したる後スープの配置始まらばナプキンを取りて膝の上に當て用意すべし。高く胸より掛くるは俗なり。

參 配置せられたる食物は直ちに食し始めて可なり。他客を顧みるを要せず。又給仕人の進めたる食物を次席の人に譲るべからず。

四 スープを掬ふには向うへすべし。匙は中程を筆を持つ様に持ち、左手にて皿を抑へ、匙の先を斜に口に當て、吸ふべし。終りたる時は匙を仰向けにして皿の上右方に置くべし。

- 五 バンは指にて割きて食ふべし。バターは最初にナイフの先にて適宜にパン皿に取り置くべし。
- 六 ナイフは右手にて軽く持ちフォークは左手に持ちて確かと肉を押さへ、切りながらフォークにて食すべし。切り溜めすべからず。又決してナイフを以て口に入るべからず。
- 七 魚肉等柔きものにしてナイフを要せざる時は右手にフォークを持ちて食すべし。左手にパンの小片を持ちてフォークを助くるも差支なし。(魚肉には特にその爲のナイフあることあり)
- 八 鹽及び薬味は各食品の種類に従つて適宜之を取りて用ふべし。

- 九 食の半ばに休む時はナイフの刃を手前にし、フォークを俯向けに、八字形を作りて皿の上に置くか、若くは縁に懸け置くべし。
- 壹〇 一皿を食し終りたる時はナイフとフォークとは皿の側に取り置くものとす。但し汚れたる爲取り換へんとする場合又は食事の終りには皿の上に正しくナイフとフォークとを交叉し置くか、若くは合せ揃へて載せ置くべし。
- 壹壹 給仕人取り廻しの爲食物を持ち來らば適宜に取りて自己の皿に置くべし。若し欲せざるときは右手をそと舉げて辭して差支なし。酒と水との外食品は總て左側より供せらるゝものと知るべし。

壹貳 酒はスープの後とす。シャンペン酒は祝盃を舉ぐるに用ふれば獨り先きだちては飲むべからず。

壹參 主客の挨拶卓上演説等は通常サラダの出たる後に於てす。

壹四 主食の済みたる後に菓子果物珈琲を出すを例とす。是れ食事の終を告ぐるものなり。

壹五 洗手器を持ち來らば指頭のみを洗ひて止むべし。僅かにナプキンの一隅を濕し口邊を拭ふは妨なし。

壹六 食事終らばナプキンは疊まず押し丸めたるまゝ、卓上に置くべし。

壹七 食事中注意すべき事項左の如し。

(1) 食器を扱ふに音をさすべからず。

(2) 食ひかけの食物を再び皿に置くべからず。

(3) 食物を噛みながら談話すべからず。

(4) 食半ばに卓上の菓子果物を取り食ふべからず。

(5) 食事中喫烟すべからず。

(6) 食事中妄りに起居し、又は椅子を傾け、若くは動搖する等の事あるべからず。

(7) 食事の終りには主人より先に席を離るべからず。

第七章 授受及び薦撤

第一節 授 受

壹 辭令書 辭令書は大抵堅四つ折なり。之を授くるには字頭を手前の方にし、向うへ正しく向けて、右の手に其の端の方を持ち、左の手を添へて渡し、受くる人禮する時頷くべし。

受くるには授くる人の數歩前にて兩足を揃へ、一禮して更に適宜のところまで進み、左手にて辭令書の中程を受け右手にて其の下端を持ち、少し推し戴き、二三步退きて兩足を揃へ、左手の拇指を折目の間に入れて兩手にて開き、一見して元の如く疊み、中程を右の手に持ち、敬禮して

退くべし。

三尺許り前にて兩足を揃へ「下座の足より三步進み」「上座の足より三步退き」上を受けて廻旋しなどなせるものあれど煩はし。又辭令書を右の掌に受け左手を添へて推し戴きとなせるものあれど普通にあらざ。二通以上重ねたるまゝ、渡さるゝ時は先づ上の一通を開き見る時、右の手にて下のをも合せ持ち、一見したるものを順に下に重ねべし。又二通別々に渡さるゝ時は最初の一通を見終りたらば之を懷に納め、再び進みて次のを受くべし。

貳 卒業證書類 授け様は卷きたるものは辭令書に準ず。廣げたるまゝのものは字頭を手前にして、兩手に兩側の上方を持ちて授くべし。

受くるには巻きたるは左手を先に、右手を手前にして兩手にて受け、右手に證書の中程を持ちて退くべし。廣げたるまゝのは兩手にて受け、證書を持ちたるまゝ敬禮して退くべし。其の他の進退敬禮は辭令書の場合に同じ。

參 書翰 書翰は表を上にし、字頭を向うにして、右手にて其の中程を持ち出で、授くる時は一禮して、先づ字頭を手前の方に取り廻し、右手にて字頭の脇を持ち、左手を添へて差出すべし。

「左の掌に載せ、右の手を持ち添へて出で、左掌の上にて取り廻し」となせるあり。「書狀を左手に持ち、右手の掌に据ゑて授く」となせるあり。又「上輩へは字頭を我が方へ斜に立て、右手にて裏より下の方を持ちて」となせるあり。何れにても差支はなかるべし。唯本文の如くする方男子には適すべし。

受くるには右手にて受取り、左手の上に載せて、先づ表を見、左の拇指を其の表に掛けて、其の儘に裏を見、然る後一禮すべし。總て他人の前にては手紙は讀まざるを禮とす。

右の手にて書翰の横を取り、左の手にて裏の方を受くる様にしてとなせるあり。「左手を先きに右手を手前にして之を受け」となせるあり。「先づ表を見、次に右手にて之を左に反へして裏を見、直ちに元に復し」となせるもあれど、簡なる方男子には適すべし。

四 小刀 小刀は柄を手前に、切先を向うに、刃の方を右にして、右手に持ち、左掌に載せて持ち出で、授くるとき取り廻して切先を我が方に向け、右手にて柄口を持ち、左手を右の手の下に添へて差出すべし。ナイフ其の他の刃物も之に準ず。

「上輩へは刃を我が方になし、柄の下端を右手の拇指と食指と中指とにてしかと持ち、少し斜に立て、其の儘左手の掌をすけ進むべし」となせるもあれど普通とはいひ難し。

受くるには右手を以てし左手を添ふべし。

五 花卉 草花は本を上、花の方を下にして、本を右手にてひつさげて持ち出で、授くる時左の手を右の手の下に添へて差出すべし。木の花にても枝の丈夫ならざるは此の例に依るものとす。

「右手にて持ち左の手を添へて持ち出で、授くる時左の手先を一寸下に突くべし」となせるあり。授くる時左手に取り直し、右手を左手の下に添へてとなせるあり。何れにても差支はなかるべし。唯簡なる方男子には適すべし。

木の花は梢の方を上にして右の手にて持ち出で、授くる

時左手を木の本に添へて差出すべし。草花にても莖の丈夫なるは此の例に依るものとす。

受くるには右手にて草花は授くる人の手の下を取り、木の花は手の上を取り、左手を添へて受くべし。

六 手套 右の方を上、左の方を下にし、各拇指を中に入れて重ね、指先を向うにして左掌に据ゑ、右手を持ち添へて出で、授くる時取り廻して差出すべし。

受くるには右の手にて右側を持ち、左の手を下に添へて受くべし。

七 扇、團扇 扇は右手にて要のところを持ち、左掌にて受けて持ち出で、授くる時左掌の上にて要の方を向うに取り廻し、右の手にて其の頭を摘まみて差出すべし。

團扇は右の手に柄を持ち、左の掌にて裏を受けて持ち出で、授くる時取り廻して柄を向うになし、扇の如くして差出すべし。

受くるには右手にて扇は要のところを持ち、團扇は柄を取りて、共に左の手に受くべし。

八 傘、提灯 傘、蝙蝠傘等は柄を向うにして、少し左へ横たへ、中程を左手にて下より握り、頭の邊を右手に持ちて授くべし。

提灯は柄の本の方を向うにし、先の方を右手にて持ち、左手を添へて授くべし。

受くるには傘は右手にて柄を取り、左手にて中程を持ちて受くべし。提灯も之に準ず。

第二節 薦 撤

壹 烟草盆 烟草盆は火入を客の左の方に、灰吹を右に据ゑ、(方形にして小さきものは火入を中央に、灰吹を客の右手の向うに据う)始めより正面を客の方にして、拇指を横側に他の四指を裏にあて、兩手にて持ち出で、客前よき程の所に跪きて、下に置き、兩手の指先にて少し許り推し進め、一禮して退くべし。

小指のみを裏に他の四指を并べて横にあて、持出づる仕方もあれど男子には如何あらん。

三尺程手前にて坐し、三寸許り推し進め、上座の方より廻りて退くなどなせるものあれど一々拘泥するに及ばず。唯退くとき可成直ちに客に背を向けぬ心得はあるべし。又薦むる際は坐すること正式なれど

も男子に在ては特別貴人に對する時の外は跪きたる丈にて坐せずとも可なるべし。

洋風の室にての薦め方は前の如くにして持ち出で、一旦卓上に置き、更に少し手前を持ちて客の正面に据うべし。推し進むるに及ばず。又小卓ならば大抵卓の中央に置きて可なり。

撤し方は先づ跪き、兩手を伸べて指先にて烟草盆を手前に引き寄せたる後、持ち出でたる時の如く兩手に取り上げて立ち返るべし。但し洋風の室にて卓よりする場合は引き寄するに及ばず。

貳 卷烟草 烟草入を客の左手に、灰受皿を客の右手にして正面に据ふべし。マツナを灰受皿の上に載せて出す

を通例とす。薦撤は共に烟草盆に準ず。

參 火鉢 手掛あるものは其れに兩手を掛け、無きものは兩手を兩側より底に掛けて持ち出で、烟草盆の如くにして、一旦下に置きて後推し進むべし。手掛は客の左右にし、三つ足のもは一足を客の方に向けて置き、火箸は客の手前に頭を右(客の)にして横たへ、若くは右手(客の)の向うに突き立て置くを法とす。

洋風の室に在りては臺を客の右側に置き其の上に据うるを普通とす。

撤し方は烟草盆に同じ。

四 茶 茶臺は兩手にて鐙を持ち、茶托は右の手を托の縁に掛け、左の手にて其の裏を受け、持ち出で、例の如く一

且我が前に置き、茶臺は兩手にて、茶托は右の手に右縁を持ち、左の手先を突き片手にて客の右前に据うべし。撤し方は茶臺は兩手にて、茶托は右の手にて引き寄せ、持ち出たる時の如くにして立ち返るべし。

五 珈琲紅茶 受皿の前に小匙を置き、茶碗の取手を客の左にし、茶托の如くにして薦むべし。受皿に添へたる匙の上に角砂糖二片程置くことあり。撤し方は茶托の場合に同じ。

六 菓子、果物 臺若くは盆に菓子又は果物を盛りたる器を載せ、箸又は楊枝を添へ始めより正面を向うにして、兩手にて持ち出で、例の如くにして茶より左(客の)の位置に据うべし。果物を皮の付きたるまゝ出す時は物に依り

小刀を添ふべきこと勿論なり。

撤し方は烟草盆に同じ。

七 膳部 正式にては本膳を客の正面に、二の膳を右(客の)に、三の膳を左に据ゑ、向誥(焼物)は本膳と二の膳との間の向う(客の)に、臺引は本膳と三の膳との間の向うに据うるものとす。

會席風に先づ吸物膳より出す時は之を客の正面に据ゑ、順次に取肴の皿を持ち出で、膳の上に置くべし。置き餘りたる時は別に盆に載せて膳の右脇又は都合によりては左脇に据うべし。

薦撤の方は烟草盆に同じく、撤く時の順序は薦めたる時の反對にするを法とす。

八 書物 標題を我が見る如くにして、兩手にて中程より少し手前を持ち出で、跪きて下に置き兩手にて(小冊ならば左掌の上にて)取り廻し字頭を我が方へ眞直になして、例の如く推し進むべし。

撤し方は先づ兩手にて我が前に引き寄せ、前の如く取り廻し、持ち出でたる時の如くにして持ち返るべし。

九 硯箱 硯箱は我が使ふが如くにして、其の上に料紙を折目を左にして載せ、兩手に中程を待^持ちて出で、前に置き、兩手にて料紙と共に蓋を取りて其の右脇に置き、墨を磨り筆を染め、然る後兩手にて取り廻して、例の如く推し進むべし。次に蓋は料紙を載せたるまゝ、同じく取り廻して硯箱の左(客の)に并べ進め、又は料紙と蓋とを別々に取

りて、料紙は硯箱の左に、蓋は硯箱の右に并べ置くべし。

「料紙を下にして硯箱を其の上に載せて持出づる」を正式となすもの多く、且つ其の理由を説明して「硯箱ありての料紙なれば硯箱は先にして料紙は後なり」といへるものさへあれど、輕さを下にして重さを上にするは自然の順序にあらざ、改めて可なり。

撤し方は箱蓋料紙と順次に引き寄せ、持ち出でたる時の如くにして、立ち返ること例の如し。

壹〇 茶、菓子、書物、硯箱等の洋風の室に於ける薦撤の方は其の立ちながらすると、押し進め引き寄せることをせざるとの外別に異なることなし。但し横より物品を薦撤する場合は總て客の左側よりするを法とす。

第八章 物品取扱

第一節 衣服

壹 着物畳み方 右脇の袖下と裾の邊を持ち、襟の方を左に裾の方を右にして前に横たへ、先づ下前の衽を手前に折り返し、次に上前の衽を之に重ね、次に左脇を取りて右脇に合せ、襟及び脊筋を整へ、次に袖を折り返して疊むべし。

貳 羽織畳み方 着物の如くにして前に横たへ、右の襟及び裾を整へ、先づ襟を重ね、次に左の袖付と裾とを取りて右に合せ、次に袖を折り返して疊むべし。

參 袴畳み方 左の手にて前腰と後腰とを合せ持ちて引

き立て、先づ右の手にて裾の所を整へ、裾を右にし背を上にして前に横たへ、更に裾及び襷を整へ、次に打ち返して前の襷を整へ、三つに疊みて腰の方を上折り重ね、紐は所謂石畳みに結び置くべし。

紐の結び方は、袴腰を手前にして先づ前紐を四つ折に疊み、右を下に、左を上にして斜に打ち違へ、後紐の右を取りて、打ち違のところを向うより兩前紐に引きかけて手前に抜き、次に後紐の左を取りて同じく打ち違のところを右方より兩前紐に引きかけて左に通し、更に右後紐を右前紐に沿うて、端を手前にして向うへ折り返し、次に左後紐を同様に折り返しながら最初の右後紐の引きかけに通してよき程に引き締むべし。

四 洋服畳み方 ツポンは左右の縫目を合せて、引き伸ばして二つ折に疊み、上衣は襟を左にし、表を上にして、前に

横たへ、左右の袖を脊縫の兩脇に伸ばし、其の上^ハに左右の前を折り重ねて、中央より堅に二つに疊むべし。

第二節 器具

壹 卷物扱ひ方 開き方は卷物を左の手に持ち、右の手にて紐を解き、僅かに開きて、紐を表紙の端のところへくると巻き付け、右手にて紐と共に始を巻きながら、左手にて徐ろに開くべし。

表紙に紐を巻き付くるに、内より上へ巻き初め、下より内へ入れとなせるものあれど、勅語捧讀の際の如く立ちながら開く場合には或は上端より向うに紐のふら下る恐なきにあらざるが故に、寧ろ外より上へ、上より内へ巻き込む方却て便利なるべし。

收むるには先づ巻き納めて、表題の字頭を右になし左の

手にて上より持ち、右手にて紐を巻き、其の終りを折り返して、卷きたる紐に端を下にして挿み置くべし。

貳 掛物扱ひ方 掛け方は床の前に跪き、左の手に掛物を

取り、右の手にて卷紐を解き、其の結び目を掛紐の片端に引き寄せ、少し開きて膝の前に置き、先づ風帶を整へ、右の手に鶯竿を取りて筥に掛紐を掛け、よき程に披きて後、左手に軸、右手に竿の本を持ちて立ち上り、床廣ければ床上りて折釘に懸け、竿を外つして床壁に立てかけ、兩手を軸の兩端に掛けて徐ろに舒べ下ろすべし。

三幅對は第一に中尊(中央)次に客位(明り先障子の方)次に主位(床柱の方)と掛け、外つす時は掛くる時の反對にするを法とす。見様も亦掛くる順に同じ。

床に上るに下の足よりとなせるあり、懐紙を敷きて其の上に乗るとなせるもあれど拘泥するに及ばず。

收むるには先づ巻き納めたる後、巻紐を掛紐の中央に直し、巻物の如くにして巻き、其の終を折り返す様にして掛紐の一方に引き掛けて通し、わなの先を他方の掛紐に挿み置くべし。或は又巻物と同じ様にして巻きたる紐に挿むも可なり。

参 花瓶置き方 掛物一幅なる時は軸の端のところ左右適宜とし、二幅對ならば中に、三幅對ならば中と右又は左との間に置くべし。總て掛物の邪魔にならぬ様に心得べきものとす。

四 刀劍觀方 先づ鯉口を緩めて後、右手に柄を持ち左手

に鞘を執り、刃を上にして徐ろに抜くべし。凡そ八九分抜きたる時、表裏を觀、然る後切先まで抜き放つべし。收めんとする時は鞘を斜に鯉口を向うにして左手に持ち、右の手に柄を持ち、刀背を下にして先づ「はばき」の邊を鯉口に當て、徐かに右に引き滑らして切先に至り、するすると鞘に收め、鯉口を確かと閉づべし。

五 手水杓扱ひ方 手水を遣ふには上水は右の手に柄杓を取りて左を洗ひ、次に左の手に柄杓を取りて右を洗ひ、掌に汲みて口をすすぎ、又半分汲みて柄杓の柄を洗ふべし。下水は右の反對にて先づ右を洗ふものとす。勿論口を漱ぐことあるべからず。手水を注ぎ掛くるには人の右に在らば右の手にて、左に

在らば左の手にて柄杓を取り、徐々と注ぎ掛くべし。

六 箒用ひ方 室内を掃除するには先づ戸障子を開き、周く「はたき」を掛けたる後、隈なく箒を當つべし。箒は可成眞直に持ち、掃く時箒先を跳ぬべからず。客前にて塵を收むるには塵取に手箒を添へて持ち出で、箒先を人に向けぬ様にして、塵を手前に掃き寄せて取り、箒を上に加へ、塵の立たぬ様にして立ち返るべし。

七 烟器扱ひ方 烟草を吸ふ時は吸殻は灰吹の中に落すべし。落ち難き時は左手に灰吹を持ち上げ、軽く徐かに叩き落すべし。吸殻を叩き飛ばし、灰吹にやにを吹き散らし、又は烟草盆出しあるに烟管にて火鉢の縁を叩きなとするは極めて不作法なり。若し火鉢のみにて灰吹な

き場合には左の掌にて烟管を受けて叩き、直接に火鉢の縁にてはなすべからず。

卷烟草は「じやう」を疊に落さざる様に注意し、吸殻は灰受皿若くは灰吹の中に入るべし。

尊長に對せる時己れ先づ喫烟するは無禮なりと知るべし。

八 飯具扱ひ方 飯椀は右の掌に左の手を添へて、椀の糸底を受け、左の手に移し、右の手にて杓子を取り、飯は二匙半程にすくひ盛るを法とす。但し今は飯に茶碗を用ふること多く、隨て盛り換へにも手づからせずして通ひ盆を用ふること普通なり。此の場合には兩手に茶碗を取り上げ、指の縁に掛らぬ様にして左手に持ち、前の如く盛

るべし。

汁椀を受くるには通ひ盆を用ふべきこと勿論なり。

九 酒器扱ひ方 組盃と銚子とを持ち出でたる場合は右の手に銚子の蔓を取り、左の手を其の口の下に添へて酌すべし。

猪口と徳利とを持ち出で、酌する時は、右の手に徳利の口より少し下を持ち、左の手を右手の下に添ふべし。

第三節 進物

壹 包紙包み方 小きき物は紙(奉書を正式とす、杉原紙を代用し、又略しては半紙を用ふ)を二つに折り、紙の端の方を右になし、品物を入れて左より合せ、右を上にして包み、

上下の端を裏に折るべし。稍大なるものは紙二枚を重ねて包み、更に大なる物は二枚づゝ重ね四枚にて包むべし。略しては四枚の代りに二枚を彼れ此れ譲り合せて包むことあり。

貳 水引掛け方 普通の進物には白を左、赤を右にして品物の下より上に廻し、一と結びして白の端を上方に、赤の端を下方に抜き、然る後先づ赤を上の方に取りて折り返して輪を作り、次に白を取りて、其の上より掛けて兩わなに結ぶべし。凶事又は婚姻の時は結び切とす。且つ凶事には白の水引を用ひ、熨斗を添ふることなし。

参 熨斗添へ方 水引に挿み若くは包紙の右肩に貼り付くべし。文字にて記すは略なり。又魚類鱈節等所謂な

まぐさには熨斗を付せざるを通例とす。

四 表書書き方 包紙の表書は中央に品物の名稱又は單に壽、麩品等と書するを通例とす。名前は別に細き紙に書きて添へ、略しては名刺を用ふ。進物を入れたる箱の表書は蓋の板の木目を豎にして書くべし。又曲物は閉ぢ目を字頭になし、取手を我が左にして同じく豎に書くを法とす。

五 臺に置き方 大抵は頭を向うにして縦に置き細長き物は頭を先方の左になすべし。魚は頭を先方の左に、腹を先方の前になる様にして載せ、皿に盛り膳に据うる時も同様なり、鳥は仰向けて頭の方を先方の左にして、首を先方の前の羽裏へ曲げ置くべし。又魚なり鳥なり二つ

を縦に置く場合には、頭を向うにして、魚の時は腹合せとなし、鳥の時は二羽とも首を内へ折り曲ぐべし。

六 品物出し方 風呂敷を解き除け、品物のみ出すべし。風呂敷に包みたるまゝ、差出すは禮にあらず。但し野菜果物の類に限り、風呂敷のまゝにて取次に渡すは苦しからず。されど座敷へは持ち行くべからず。扇子に載せて出す時は、表を上にし右の手にて要を持ち、左の手にて手前にある親骨の先を持ちて出すべし。若し重き物ならば左手を地紙の下に入れ、掌にて受けてすべし。

第九章 紹介及び招待

第一節 紹介

- 壹 席上にて人を紹介するには身分に高卑あるものは、先づ卑き方を高きに、男女に在りては先づ男子を女子に、其の姓名職業及び自己との關係を簡單に告ぐべし。
- 貳 多人數群集の席に於て、己れの特に知己たらんと欲する人ある時は、主人或は來客中に請うて紹介の勞を取らんことを依頼すべし。
- 參 紹介狀は簡單にして鄭重なる文言を以てし、其の人の地位、人と爲り及び自己との關係を有りのまゝに記すべし。

- 四 紹介狀は封せずして被介者に渡すべし。被介者は一應披見の上直ちに封固して謝意を述べべきものとす。
- 五 職務上などにて公然訪問する時の外は、未知の人を訪問するには必ず紹介狀を要すと知るべし。
- 六 偶然當座の紹介は格別なれども、其の場合に於て己れの熟知せざるが如き人を輕々しく他に紹介すべからず。
- 七 紹介狀の代りに名刺を以てするは略なり、極めて親密の間柄にあらずば爲すべからず。

第二節 招待

- 壹 招待狀は通例約一週間前に發するものとす。場合に

依りては二週間前内外に於てすることあり。

貳 來會の有無に就きて返答を要求するは禮にあらず。

但し講話會等に案内する時必要ある場合は此の限にあらず。

參 招待狀に接したる時は答書を求められたると否とに拘らず、直ちに返事を出すべし。但し先方に於て來客の爲に何の準備をも要せざるべき場合は此の限にあらず。

四 招待の當日には定時刻の約十分前に行くを法とす。早きも三十分を超ゆべからず。遅きも十五分を過ぐべからず。

五 招待を受けて承知の旨を返答したる以上は、重大の故障出來するにあらずば其の約を違ふべからず。

六 招待に應じて出席するとき、夫々場合に相當せる服裝をなすべし。勿論主人も非禮の服裝あるべからず。

七 招待を受けたるもの、座席は、主人若くは司會者の定むる所に従ひ、我より動かし遷すことを爲すべからず。又己れの坐すべき席に招ぜられて故らに人に譲り、再三辭して着かざるが如きは却て禮にあらず。

八 饗宴に招待せられし時は之に應じたと否とに拘らず、一週間以内に自身訪問して禮意を述べべし。

第十章 訪問及び應接

第一節 訪問

壹 人を訪問する時は親密の間柄の外は必ず名刺を携へ往くべし。

訪問の種類に依り、通常訪問は右肩、慶賀は右脚、弔傷は左肩、告別は左脚と夫々名刺を折るの式あれども我が國に在ては普通には行はれず。

貳 名刺は普通用と職務用とを區別し、訪問する時の資格に依り夫々相當の肩書を用ふるを可とす。

參 名刺の字態大さ等は尋常なるべく、文字は印刷し、紙質は純白にして飾なきものたるべし。

四 新任披露の訪問には名刺を通ずれば足る。必ずしも

面會するを要せず。

五 他人より訪問を受けたる時は答禮の訪問を爲すを法とす。但し場合に依り名刺を置きて面會せざるも苦しからず。若し不日に訪問すること能はざる時は書狀を以て答禮すべし。

六 新年祝賀の訪問には唯名刺を差出すを通例とす。但し親しき間柄に在りては此の限にあらず。

七 病氣見舞の爲訪問する時は、我れより病人に面會を求むべからず。

八 死亡の通知に接して訪問する時は、特別の關係なき限りは支關にて弔詞を述べ、名刺を置きて歸るべし。

九 出産ありたる際の訪問は少くも一週間を経たる後に

於てするを可とす。

壹〇 訪問の時刻は炎暑の候の外、午後二時頃より五時頃迄の間を適當とす。然らざるも早朝或は晚景殊に食事時刻は注意して避くべし。

日長の節は午前八時より十一時迄、午後一時より四時迄の間、日短の節は午前九時乃至十時より十一時乃至十一時半迄、午後一時より三時半乃至四時までの間となせるものあり。又、晝食後より夕食時迄となせるもあり。要は其の日に依り可成先方の迷惑せざるべき時を擇ぶにありとす。

壹壹 長座は無禮なり。訪問時間は長きも三十分を超ゆべからず。但し極めて親密の間柄に在りては此の限にあらす。

壹貳 訪問して坐に着かんとする時主人尊長ならば、勧め

られざれば坐布團に就くべからず。主人より坐布團を布けと命ぜらるゝこと再三なるに、尙ほ辭退して布かざるは却て禮にあらず。

洋風の室に在りて椅子を與へられたる時亦同じ。但し一度着席したる後は堅く其の位置を守りて勝手に移し動かさざるを法とす。

壹參 主人より出されたる茶珈琲等を故らに長く放置し、冷えて味なきに至りて始めて之を喫するが如きは主人の好意を無にするものにして極めて無禮なり。

壹四 己れ訪問せる時他客既にあらば、先づ主人に禮して後客に及ぶべし。但し座に貴人あらば先づ貴人に禮すべし。

壹五 己れ先客にて談話中に新來の客入り來らば、早く切り上げて辭し去るべし。去る時には新客に鄭重に會釋すべし。

壹六 辭し去らんとする時は主人若し尊長ならば坐布團を下り、然らざれば其の儘禮して立つべし。坐布團を折りて側に置くが如きは無用の事なり。洋風の室に在りて、禮して後に椅子を片付くるが如きも亦然り。

壹七 主人送り出でられなば立關にて更に簡單に挨拶を爲すべし。下り立ちて後又は車に乗りて後は故なくして背後を顧みるべからず。

壹八 人を訪問する時は犬或は子供などを伴ひ行かざるを可とす。又初めて訪問する際名刺代りと稱して物品

を持參する慣習は宜しからず。まして、何事か依頼せんが爲に訪問するとき物品を持參するが如きは一層卑しむべきことなり。

壹九 要事ありて訪問すとも先方の人の他出がけ、或は取込事又は火急の用事等出來したる容子あらば、速に辭し歸るべし。

貳〇 男女の間は職業上又は公務の爲の外訪問は爲さざるものとす。

貳壹 外國人を訪問する時は立關にて左右の手套を脱し、携帶品を盡く左手に移し、右手は直ちに握手の禮を爲し得る様にすべし。帽は正しく手に携へて應對し、他には置かざるものとす。

第二節 應接

壹 客が同輩以上なる時は自ら出て迎へて内に導くべし。同輩は之に準じ、以下なる時は直ちに客間又は書齋に通して可なり。

貳 客若し尊長ならば未だ禮せざる前に坐布團に上らんことを請ふべし。洋風の室に在りては先づ椅子を客に供して後、己れは下座の椅子に就くべし。

參 訪問の客には茶珈琲等を饗するを普通とす。菓子は必ずしも出すに及ばず。菓子を供する時は可成即座に食し得べきものたるべし。客の辭さるゝ時持ち歸らしむるが如き慣習は廢するに如かず。

四 客に接し居る間に時計を見るは禮にあらず。

五 客の面前にては下婢等を叱責すべからず。又小供をして同席せしむることは遠慮すべし。

六 客辭する時は送りて立關に至り、客の去るを見て内に入るべし。若し他客あらば會釋して立ち返りて謝すべし。但し卑幼に對しては此の限にあらず。又弔問の客に對しては送り出でざるを法とす。

七 歸る客ありとも列座の他客は送り出るに及ばず。但し貴人に對しては別なり。

八 客の未だ出で行かざるに立關の障子を閉づるは無禮なり。又其の未だ遠く去らざるに何事にまれ高聲に笑ひ、若くは子供下婢等をして笑はしむるが如きことある

べからず。
九 來訪の客ありし時偶々前約ありて外出を要するが如き場合には、叮嚀に其の趣を述べて謝すべし。或は又時間を限りて面接を諾するも苦しからず。

第十一章 賀儀及び喪禮

第一節 賀儀

壹 祝祭日 三大節には學校其他所在に於て御眞影を拜し、君が代を歌ひ、萬歳を奉祝すべし。其の他の祝祭日に於ても國旗を掲出するは勿論、夫々相當の祝意敬意を表すべし。

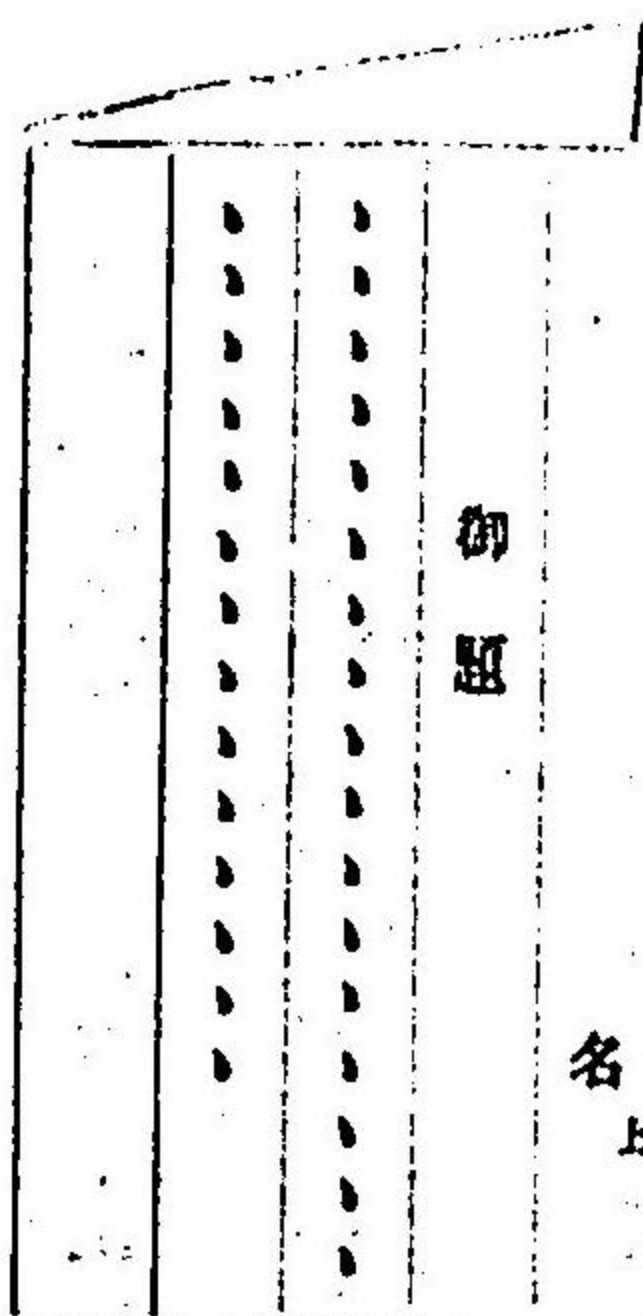
三大節には在官者及び非役の有位帶勳者は在京の者は宮中へ參賀し、地方に在る者は賀表を式部職に差出すべきものとす。但し連名を以てするも妨なし。判任官、准判任官、判任待遇者等の參賀又は賀表は各長官に於て之を受け、各長官より、式部職に差出すものとす。賀表料紙は大廣奉書を用ふ。但し美濃紙薄葉を代用するも妨なし。其の書式圖の如し。

横二ツ折

謹奉賀新年 紀元節 天皇節	年月日	官位勳爵氏名
折目	折目	折目

因に新年御歌會始御題詠進の書式は左の如し。但し料紙は檀紙奉書、杉原紙又は美濃紙を用ふ。

整誦草(但シ五ツ折)



裏面書式

某府下某國某郡某村住

士族又ハ平民

苗字 名

官位勳功爵ヲ有スル者ハ
苗字ノ上ニ記載スベシ

貳 婚儀 結婚の約整ふときは互に結納を交換す。結納

の品は身分に依り七種五種三種等の差等あり。三種とは通例帶若くは袴、肴、樽なり。略しては大抵料にて贈るものとす。

祝言の盃は一の盃にて先づ聲三献、次に嫁三献、二の盃にて先づ嫁三献、次に聲三献、三の盃にて先づ聲三献次に嫁三献を普通とす。

盃事終るまでは嫁を客位に置きて盃を嫁より始むる式もあり。

婚禮の贈物は普通鱈節、鰯、鮮魚、眞綿等なり。

參 出産 生れて七日目に命名の祝を爲し、廿一日目に床上げの祝を爲す、此の時強飯を配るを普通とす。三十一日目(女は三十二日目)に初めて氏神に詣つ、之を宮参りとす。

いふ。出産を祝するには産着、鮮魚若くは産婦に適當の食品等を贈るを普通とす。

四 年賀 男女共滿六十歳の誕生日に還曆の祝を爲し七十歳には古稀の祝、七十七歳には喜字の祝、八十八歳には米字の祝を行ふ慣例なり。何れも餅をつき親戚知己等に配り、兒孫打ち集ひて祝宴を開くものとす。年賀の贈物は普通樽、鮮魚、眞綿等なり。

五 年始 年始には屠蘇と雜糞餅とを祝ふこと一般の慣例なり。取肴は數の子、ごまめ、煮豆(勝栗を入る)昆布等を用ひ、又飾には譲り葉、裏白、海老、橙等を用ふるを普通とす。年始の贈物を年玉といふ。今は歳暮の其れの如く普通

ならず。

六 送別 門出を祝するには祝宴を張るを通例とす。饞別は多く金子を用ふ。品物ならば旅行中便利の品若くは慰樂となるべき物、場合に依りては紀念品を贈ることあり。

第二節 喪禮

壹 自家に凶事あらば直ちに親戚知友に報ずべし。報知の文には前文もなく結尾もなし。

貳 訃音を傳ふるは其の近親の名を以てす。多くは男子なり。場合に依り格別懇親の知友よりすることあり。端書其の他に印刷する時は黒わくを用ふること普通な

- 参 凶事の報を得ば近きは直ちに其の家に行きて弔ふべく、遠方のものは電報又は書面にて、遲滞なく弔詞を送るべし。
- 四 親戚其の他特別の關係あるものは單に弔問に止らず、其の家に留りて或は葬事を助け、或は通夜することあるべし。
- 五 凶禮の贈物は香、華、蠟燭の類を通例とし、菓子果物等をも用ふることもあり。最も普通なるは香奠とす。
- 六 喪家にては悔帳を作りて弔問者の姓名贈物等を記録し、又野帳を用意して會葬者の姓名を記し置き、忌明の後夫々答禮を行ふべし。(今は大抵三十五日に於てす)

- 七 葬式には喪主は喪服を着け徒歩して柩に隨ふ。少者の葬には其の家の長者は大抵送らざるを通例とす。
- 八 會葬者の服装には未だ定めらるる一般普通の式なし。但し其の華美なるもの、略なるもの等は必ず之を避けざるべからざること常識にて明かなり。
- 九 送葬の途中左右のものと談笑し、又は喫烟するが如きは思はざるの甚しきもの、慎まざるべからず。
- 壹〇 忌中は閉居し墓參の外は他出すべからず。公務に従ふもの、除服出仕の命あるときは此の限にあらずと雖も、尙ほ服中は物見遊山祝賀の席には立ち入るべからず。殊に服中に婚姻するが如きは之を避くべきこと勿論なり。

服は喪服の服なり。服中とは此の喪服を着る間をいふ。一定の期間終りて此の服を除き去るを除服といふなり。古歌に「限あれば今日ぬきすてつ藤衣はてなきものは涙なりけり」とあり。限とは喪期間の事、藤衣とは喪服の事なり。又忌といふは死穢ある故神事などにあづかるを忌み憚るの意なり。即ち服忌令の定めにて、父母、夫ノ喪ハ忌五十日、服十三ヶ月、父方ノ祖父母及ビ夫ノ父母ハ忌三十日、服百五十日、母方ノ祖父母、父方ノ伯叔父母、兄弟、姉妹、妻、嫡子ハ忌三十日、服九十日、母方ノ伯叔父母、末子、娘、嫡孫ハ忌十日、服三十日、從兄弟、姉妹ハ忌三日、服七日。七歳未滿ノ子女ニハ服ナシ」とあるものは是なり。而して服喪の期間は從來此の服忌令に依るの外なかりしが、近く新に定められたる皇室服喪令は自然上下一般の準據となるに至るべし。其の規定は左の如し。

- 一 父。母。夫ノ喪ハ一年トス
- 一 祖父母。夫ノ父母。妻ノ喪ハ百五十日トス

- 一 曾祖父母。母方祖父母。父ノ兄弟、姉妹。兄弟、姉妹ノ喪ハ九十日トス
 - 一 高祖父母。嫡母。繼母。夫ノ祖父母。母ノ兄弟、姉妹。父ノ異父兄弟、姉妹。異父兄弟、姉妹。子ノ喪ハ三十日トス
 - 一 男系ノ孫。父ノ兄弟ノ子。母ノ異父兄弟、姉妹。兄弟ノ子。夫ノ嫡母繼母。妻ノ父母ノ喪ハ七日トス
 - 一 母方高祖父母。母方曾祖父母。男系ノ曾孫、玄孫。父ノ姉妹ノ子。姉妹ノ子。異父兄弟、姉妹ノ子。母ノ兄弟、姉妹ノ子。女系ノ孫ノ喪ハ五日トス
 - 一 七歳未滿ノ孺ニハ喪ヲ服セス
 - 一 一年ノ喪百五十日ノ喪ハ之ヲ三期ニ分チ九十日ノ喪三十日ノ喪ハ之ヲ二期ニ分チ七日以下ノ喪ハ期ヲ分クス
- | | | |
|-----|-----|-----|
| 第一期 | 第二期 | 第三期 |
| 五十日 | 五十日 | 其ノ餘 |

百五十日ノ喪	三十日	三十日	九十日
九十日ノ喪	二十日	七十日	
三十日ノ喪	十日	二十日	

貳 忌日年回の佛事祭典は通例七日、三十五日、四十九日、百ケ日、一周忌、三回忌、七回忌、十三回忌、十七回忌、二十五回忌、三十三回忌、五十回忌、百回忌等に行ふものとす。三十五日には香奠返しと稱して饅頭を配ること普通の慣例なり。但し茶、菓子類を贈ることもあり。神祭にては二十日祭又は五十日祭に於て之を爲すを通例とす。

近來は香奠返しを爲さず、其の料を慈善に喜捨すること行はるれども、こは人に贈るべきものを他に轉用するに外ならず、云は、人の物にて慈善を爲すにも等しく、賞むべきことにあらず、たとひ香奠を贈れる人は、それにて満足すべしとも、喪家に取りては禮を盡せりといふべから

ず

參 墓碑は一周忌に建つるを普通とすれども尙ほ早くすることあり。

第十二章 雜件

- 壹 御眞影を奉掲するには正面に向つて左の方を 天皇
陛下、右の方を 皇后陛下とす。
- 貳 敬意を表する爲外國の國旗を我が國旗と交叉する時
は外方より向つて左(即ち旗竿の本は右方)を我が國旗と
し、右(即ち旗竿の本は左方)を外國旗とす。
- 參 貴人御通過の際二階其他高き場所より見下すは不
敬なり。
- 四 妻が夫のことを他人にいふ時は勿論、總て己れの家族
を家族外の者にいふ時、及び親族のことを親族外の者に
いふ時は敬稱を附すべからず。

- 五 「郷の飲酒に杖者出れば出づ」といふは略ぼ今の宴會に
も適用すべし。 尊長の人未だ去らざるに先ちて歸るは
禮にあらず。
- 六 吉凶の禮物は別として、俗に手土産と稱する無意義の
贈物は無用たるべし。 自ら作りし物、遠來の珍品、地方の
特産等はよし。 其他病人に滋養物、憂愁の人に慰樂品
の類亦然るべし。
- 七 贈物を受けたる時は御移りと稱して白き半紙を入れ
て返すこと普通の慣例なり。 金錢を包みて入るゝが如
きは、たとひ、使の者に取らする爲なりとはいへ、野卑且つ
無禮なり。
- 八 贈物に外見をのみ飾るは輕薄なり。 宜しく避くべし。

下田歌子氏の贈品の弊を指摘せる言は誠に痛快を覺ゆ、曰く、經節の最
と大きな折其の過半は棄しべの場所取りたるにて細く乾燥カげたる
節の上部一部に並びたる其れさへ持ち搬ばるゝまゝに片隅に寄れる
も笑止なり、雞卵は粗糖のみ多くて上層に埋められたる卵も使用せん
とすれば腐敗に近くて全きものなし、砂糖菓子等も上げ底高くして正
味僅かに一列に過ぎず

九 「勿れ百ヶ條」といふものあり、拔萃して其の今日に適用
すべきもの三十七ヶ條を得たり、苟も自己の品位を保ち、
他人の感情を害せざらんと欲するものは必ず注意して
犯すこと勿れ。

- (1) 人前にて楊枝をつかふこと。
- (2) 楊枝をくはへながら物いふこと。
- (3) 手水にて足を洗ふこと。

- (4) 手水を遣はずに人前へ出ること。
- (5) 髪を結はずして人前へ出ること。
- (6) 袴を着けずして人前へ出ること。
- (7) 客におそく出會ふこと。
- (8) 戸障子を荒く明け立てすること。
- (9) 高鼻をかむこと。
- (10) 懐手して人に物をいふこと。
- (11) 人前にて肌帶の先を出すこと。
- (12) 人の手拭にて手を拭ふこと。
- (13) 人の扇を引取りて遣ふこと。
- (14) 敷居へ上ること。
- (15) 炬燵の内へ足を深く入ること。

- (16) 机へ上ること。
- (17) 盤の遊び人に助言すること。
- (18) 人の物書く硯傍より使ふこと。
- (19) よそへ行く状折紙の内を見ること。
- (20) 人の細君をじろく見ること。
- (21) 女の前にて人の悪口をいふこと。
- (22) 人の前にて大汗を拭ふこと。
- (23) 人前にて爪を切ること。
- (24) 人の小刀を使ひ、拭はずに返すこと。
- (25) 人の穿ものをむざとはくこと。
- (26) 人の穿ものゝ上へあがること。
- (27) 人の枕を超えまたぐこと。

- (28) 人の寝だゝみ寝むしろを踏むこと。
 - (29) 人の寝たる處にて雑談大狂ひのこと。
 - (30) 人の雑談の内に別の物語仕出ること。
 - (31) 人の指したる盃を頂かずして飲むこと。
 - (32) 酌に立ちながら痒きを掻き、口をきくこと。
 - (33) 人の傍にて袴をぬぐこと。
 - (34) 状折紙の上書あまりに草に書くこと。
 - (35) 人の名字を假名にて書くこと。
 - (36) 人の肴をむざと食ふこと。
 - (37) 圍爐裡ふちへ上ること。
- 壹 ○ 百ヶ條以外にも尙ほ慎むべきこと多し、試みに其の
 數例を擧ぐ、他は類推すべし。

- (1) 入浴の際身體を湯槽の中にて洗ふこと。
- (2) 浴場にて放歌高吟し、若くは唾痰等を吐き散らし、甚だしきは小便を爲すこと。
- (3) 便所の戸を明け放しにし、又は釦を掛けながら便所より出て來ること。
- (4) 灰吹又は火鉢の中に唾を吐き、若くは火箸にて火鉢の底をこりくくと突くこと。
- (5) 人を推しのけて電車汽車等の入口に進み、又は不當に乗合の座席を占領すること。
- (6) 烟草を吸ふに時と所とを擇ばず、會議の席などにて尊長の話や聞く時にも烟草を吹かして憚らざること。
- (7) 何の爲といふこともなく、無益に樹木の枝葉を摘み取り、若くはステッキなどにて打ち落すこと。

- (8) 落書は勿論、鉛筆などを手に持ちて歩みながら、道筋の壁又は塀に線をつくること。
- (9) 「ヤシル」と稱して他人の演説演技等を妨害すること。
- (10) 道路溝渠等に紙屑塵芥を投棄すること。

常識

作法一斑終

版三

我國の教育

美裝菊判全一冊
定價金貳圓
郵税金拾貳錢

實際的教育學 全一冊
定價金壹圓六拾錢 郵税金拾貳錢

教師及校長論 全一冊
定價金壹圓廿錢 郵税金拾貳錢

學法 全一冊
定價金八拾錢 郵税金八錢

中學修身書 全五冊
定價各金廿五錢 郵税金各金四錢

中學修身書備考 全一冊
定價金壹圓 郵税金八錢

著生先郎太政柳澤官次部文前

日露戰役後歐米人の我日本を研究し日本の優勝なる所以を知りて以て日本の將來をトせんとするや倫敦大學は日本の教育を知るの最も切要なるを認め其の適當なる講演者を我國に求め來れり著者は即ち其の選に當り我國の教育沿革制度を説くこと簡潔明瞭、我教育の現狀と精神とを叙して歴々之を掌に指すが如し先生が其の草案を基礎として著述せられたるもの題して教育と云ふも之を一編の我國民精神の解剖圖と見るべく又た先生が我國の爲め國民に代り歐米人に向つて吐かれたる氣焔録と云ふも可なり直接間接に教育に關係ある人は勿論苟くも我が日本の事を念とするの士業務に従事するを問はず廣く一讀せられざる可からず

發行所

東京神田

同文館

文部省視學官幣原坦先生著

學校論

布製全一冊定價金九拾錢 郵税金八錢

本書の内容

- 第一章 國民的鍛練論
- 第二章 學制論
- 第三章 學校内外聯絡論
- 第四章 修身教授及操行調査論
- 第五章 特殊教育論
- 第六章 寄宿舎論
- 第七章 冬夏期休暇論
- 第八章 運動會遠足論
- 第九章 儀式論
- 第十章 試驗論
- 第十一章 練習及練習論
- 第十二章 教授效果論
- 第十三章 時間活用論
- 第十四章 教員論
- 第十五章 自修論

本書の論題は總てに於て凡そ學校に關する事項は殆んど遺すところなきが如し是等諸問題に對する理論と實際とを列挙して是を斷ずるに著者の隱微當なる意見をはっきりと列挙するに於て、殊に初等教育に於て、然る著者の見解は實に其の著るべき教育の益と云ふべし教育の益を得ることに多かるべし

教育學術研究會編纂

改訂國定新教授細目

洋裝全一冊定價金約壹圓貳拾錢郵税金八錢

一、小學校教育の生命たる國定教科書も義務年限の延長と多年實施の結果に依つて新たに改定せられ新學年より將に之が實施を見むとす實に小學校教育の實質上に於ける一大革新の時期たり

二、此の時期に際し新教科書を活用して改定の趣旨を發揮し義務教育の完成を期するは小學教師諸君の一大責任たり而して教科書の運用を巧妙ならしめんがためには須らく先づ完備せる教授細目の必要を思ふや切なり本書は即ち此の時の急要に應じむがために生れ出でたるものなり

三、本書の特色は何づくにかある曰く新教科書に依る曰く總べての教科目を包含す曰く教授要項を詳記す曰く教科書を指定す曰く教授上の注意を詳記す曰く各科相互の聯絡關係を明かにす曰く教授時間の配當を適切にす曰く教科書なき教科目の教授細目を完備にす凡そ斯くの如き特質を以て修身、國語、算術、地理、歴史、理科、圖畫、唱歌、體操、手工の各科に互り從來未曾有の完全せる教授細目を得たるなり

四、之を單に教材の配當表に過ぎざりし支離滅裂なりし從來の教授細目に比すれば蓋し雲泥霄壤の差小學教師諸君は新教科書と本細目とを手にせば教案は忽ち成り新教科書の果を擧げ小學教育の完成を期すること火を賭るよりも明かなるべし敢て本書を推薦す

御影師範學校校長和田豐生著

小學一校管理法

布製全一冊 定價金八拾五錢 郵税金八錢

教育勸語 修身要義

和裝全一冊 定價金卅五錢 郵税金六錢

倫理學一斑

和裝全一冊 定價金卅五錢 郵税金六錢

常識作法一斑

和裝全一冊 定價金四拾錢 郵税金六錢

新刊書摘要

前文部次官澤柳政太郎先生著 我國の教育 全一冊 定價金拾貳錢

同 中學修身書 全五冊 定價金各廿五錢

同 中學修身書備考 全一冊 定價金八錢

宮土川、三宅、吳三先生共述 教育病理學 全一冊 定價金拾貳錢

心理學通俗講話會編輯 心理學通俗講話 第二輯 定價金四拾錢

前文部次官澤柳政太郎先生著 訂學修法 全一冊 定價金八拾錢

文學士保科孝一先生著 國語學精義 全一冊 定價金拾貳錢

教育學術研究會編輯 改正國定新教授細目 全一冊 定價金拾貳錢

法學博士杉崎藏之助先生著 增補農業と産業組合 全一冊 定價金拾貳錢

ホルイヌ、ランナ氏原著 松岡正男、先生共譯 殖民政策 全一冊 定價金拾貳錢

